

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費

誓約・同意書

- 1 申請書等の記載事項は、事実と相違ありません。記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出ます。
- 2 この申請の決定に当たり、必要な範囲内において私及び私と生計を一にする者については、古賀市が保有する世帯構成に係る情報ならびに20歳以上の世帯員の収入に係る情報を確認し、閲覧することに同意します。世帯構成や収入の情報の閲覧については、生計を一にする者すべてに同意を得ています。
- 3 この申請の決定に当たり必要な場合は、教育委員会が市立学校長、国公立学校長、民生委員又は福祉事務所の長などに意見を聴くことに同意します。
- 4 申請書、同意書への署名・押印漏れ、必要書類の添付がない場合や、未申告のために収入が確認できない場合等は、不認定となり、支給を受けることができないことを理解しています。
- 5 就学援助費等の過誤受領の場合は教育委員会の指示に従い返納します。
- 6 就学援助費支給対象の給食費・学用品費は滞納しません。滞納があった場合は、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費から差し引くことに同意します。
- 7 就学援助の支給認定の可否について、教育委員会が市立学校長又は国公立学校長へ通知することに同意します。

令和 年 月 日

署名（必須）

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費

誓約・同意書

- 1 申請書等の記載事項は、事実と相違ありません。記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出ます。
- 2 この申請の決定に当たり、必要な範囲内において私及び私と生計を一にする者については、古賀市が保有する世帯構成に係る情報ならびに20歳以上の世帯員の収入に係る情報を確認し、閲覧することに同意します。世帯構成や収入の情報の閲覧については、生計を一にする者すべてに同意を得ています。
- 3 この申請の決定に当たり必要な場合は、教育委員会が市立学校長、国公立学校長、民生委員又は福祉事務所の長などに意見を聴くことに同意します。
- 4 申請書、同意書への署名・押印漏れ、必要書類の添付がない場合や、未申告のために収入が確認できない場合等は、不認定となり、支給を受けることができないことを理解しています。
- 5 就学援助費等の過誤受領の場合は教育委員会の指示に従い返納します。
- 6 就学援助費受給対象の給食費・学用品費は滞納しません。
- 7 就学援助の支給認定の可否について、教育委員会が市立学校長又は国公立学校

申請書と同じ保護者名を
記入してください

令和 5 年 ○月 ○日

署名（必須）

古賀 花子